

# 南房総市中継施設整備及び運営事業

## 特定事業の選定

令和5年12月25日

南房総市

南房総市(以下「本市」という。)は、南房総市中継施設整備及び運営事業(以下「本事業」という。)について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。)」に準じて実施することとし、同法第5条の規定により実施方針を策定し、令和5年11月1日に公表したところです。

このたび、本事業を特定事業として選定したので、PFI法第 11 条第1項の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果を公表します。

## 1 事業概要

### (1) 事業名称

南房総市中継施設整備及び運営事業

### (2) 公共施設の管理者の名称

南房総市長 石井 裕

### (3) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設(廃棄物中継施設及びマテリアルリサイクル推進施設)

### (4) 事業目的

本市では、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、鋸南町及び本市の7自治体で実施している第2期君津地域広域廃棄物処理事業により新たな焼却施設の建設を推進している。

本事業は、本市及び鋸南町で発生する可燃ごみ等を効率的かつ確実に新焼却施設に運搬を行うことを目的に、可燃ごみ中継施設の整備及び運営、住民等が自ら搬入する一般廃棄物の受入、資源ごみ・粗大ごみ等の可燃ごみ以外の一般廃棄物を選別・圧縮・保管・貯留するため整備する資源化施設の整備を行うものである。

併せて、本事業において、本市が本施設の整備及び運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、本施設の市財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。



## イ)管理運営業務

- ① 可燃ごみ中継施設の運転管理業務
- ② 可燃ごみ中継施設の維持管理業務
- ③ 可燃ごみ中継施設の環境管理業務
- ④ 可燃ごみ中継施設の物品・用役調達業務
- ⑤ 可燃ごみ中継施設からの搬出管理業務(中継可燃ごみの運搬業務を含む)
- ⑥ 可燃ごみ中継施設の情報管理業務
- ⑦ その他関連業務(可燃ごみ中継施設の清掃業務、安全管理、警備等)

## 2) 本市が行う業務

### ア)設計・建設に関する業務

- ① 近隣同意の取得、近隣対応(本市が行うべきもの)
- ② 一般廃棄物処理施設の設置届出
- ③ 循環型社会形成推進交付金申請手続き
- ④ 事業者が行う本施設の設計及び施工の監理
- ⑤ その他これらを実施するうえで必要な業務

### イ)管理運営に関する業務

- ① ごみの収集、運搬及び搬入(中継可燃ごみの運搬業務を除く)
- ② 計量棟における受付・計量業務(自己搬入ごみの料金徴収を含む)
- ③ 資源化施設の運転管理
- ④ 資源化施設の維持管理業務
- ⑤ 資源化施設の環境管理業務
- ⑥ 資源化施設の物品・用役調達業務
- ⑦ 資源化施設からの搬出管理(資源物等の売却先の選定を含む)
- ⑧ 危険物・有害物・適正処理困難物の処分
- ⑨ 資源化施設の情報管理
- ⑩ 事業者が行う施設運営のモニタリング
- ⑪ その他関連業務(敷地全体の植栽管理、可燃ごみ中継施設以外の清掃業務、安全管理、警備等)

## (エ) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

### 1) 本施設の整備に係る対価

本市は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JV等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

### 2) 可燃ごみ中継施設の運営に係る対価

本市は、事業者が実施する可燃ごみ中継施設の運営業務に係る対価を、委託料として

運営期間にわたってSPCに支払う。

委託料は、固定料金と変動料金(ごみの搬入量、中継可燃ごみの運搬量等に応じて変動)で構成されるものとする。なお、委託料は、物価変動による改定をすることができるものとする。

(オ) 本市が申請を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の申請を予定している。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、建設JV等は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

## 2 本市が直接事業を実施する場合とDBOで実施する場合の評価

### (1) 評価方法

本事業をPFI法に準じ、DBO事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて本市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行っている。

- ・本市の財政負担見込額による定量的評価
- ・DBO事業として実施することの定性的評価
- ・事業者に移転するリスクの評価
- ・上記による総合的評価

なお、本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### (2) 本市の財政負担見込額による定量的評価

#### (ア) 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が直接実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

ア) 事業費などの算出方法

表3 事業費などの算出方法

項目	本市が自ら実施する場合	DBO 事業として実施する場合	算出根拠
a 本施設の整備に係る費用の算出方法	施設整備費	同左	・本市が直接実施する場合の費用及びDBO事業として実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。
b 可燃ごみ中継施設の管理運営に係る費用の算出方法	管理運営費 ・運転管理費 ・維持管理費 ・用役費 ・運搬経費	同左	・本市が直接実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・DBO事業として実施する場合の費用は、本市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
c 資金調達にかかる費用の算出方法	交付金 起債 一般財源	同左	・交付金については、プラントメーカーの見積から対象額を設定し、1/3 を乗じて設定。 ・施設整備費及び施工監理費の起債については、交付金対象内については交付金を控除した額に対して 90%、交付金対象外については 75%を充当する。償還期間20年(据置3年)、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。
d 施工監理費用	施工監理費	同左	・施設整備費を基に設定
e その他の費用	発注経費等	アドバイザー費 モニタリング費 SPC経費 SPC利益 法人税等	・本市が直接実施する場合は発注に係る経費相当を設定。 ・DBO事業として実施する場合は、アドバイザー費、モニタリング費、SPC経費、SPC利益・法人税等を計上。

## イ) VFM検討の前提条件

表4 VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
a 割引率	1.25%	平成12年度から令和3年度の財務省の国債(10年債)における表面利率及びGDPデフレーターを用いて設定した。
b 物価上昇率	0.0%	物価変動は考慮せず
c リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM: Value for Money の略。支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給する考え方のこと。ここでは、本市が自ら実施する場合とDBO事業として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

### (イ) 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、本市が自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、1.81%の財政負担額縮減が見込まれる結果となった。

### (3) DBO事業として実施することの定性的評価

本事業をDBO事業により実施する場合、本市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

#### (ア) 施設整備及び管理運営の効率化

本事業では、事業者が本施設の整備及び可燃ごみ中継施設の管理運営を一貫して実施することにより、工事と管理運営の連携を図ることが期待できるとともに、効果的・効率的な事業の実施が可能となる。

#### (イ) 長期的な視点に基づく公共サービス水準の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、管理運営期間を通じた適時の維持管理・補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による公共サービス水準の向上が期待できる。

#### (ウ) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

#### (4) 事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象とした。

そのため、事業者が有するリスク管理に関するノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

#### (5) 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、1.81%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待できる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に準じて特定事業として選定する。